

林地残材有効利用支援制度に係るQ&A

令和3年4月
奈良県森林資源生産課

1. 同意書を提出したら、県は林地残材を買い取る業者を探すのですか。

県は、「登録事業者」に対して、「林地残材に関する情報提供」(同意書の写しの提供)を行うだけであり、林地残材の買取業者を探すことはありません。

なお、林地残材の買取は、登録事業者の任意であり、県からの情報提供に基づいて全ての森林の林地残材の買取に応じるかどうかは不明です。

2. 県が情報提供を行う登録事業者は、どのようにして決めるのですか。

林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年5月24日法律第45号)に基づいて奈良県知事に認定された認定事業体のうち、林地残材に関する情報提供に基づいて林地残材の買取を希望する事業体を「登録事業者」と認定します。

3. 登録事業者の確認は可能ですか。

登録事業者は、県のホームページで確認できます。また県は、登録事業者に対して登録認定書を発行していますので、認定書の提示を求めて頂くことでも確認が可能です。

4. 県から情報提供を受けた登録事業者は、必ず林地残材を買い取りに来るのですか。

県は、情報提供に基づく林地残材の買取を登録事業者に義務付けておりませんので、条件が合わない場合は、買取が難しい場合があると考えます。

5. 登録事業者は、どの市町村の林地残材でも買い取るのですか。

登録事業者ごとに買取可能市町村は異なります。県のホームページで登録事業者ごとの買取可能市町村を公表していますのでご確認下さい。

6. 林地残材の売買単価(価格)等は決まっているのですか。

売買単価等は決まっていません。

森林所有者と登録事業者とが双方合意の上、決定して下さい。

7. 同一市町村で複数の登録事業者がある場合、情報提供はどのようになりますか。

当該市町村で登録のある登録事業者に対し、一律に情報提供します。

8. 登録事業者から林地残材買取の連絡があった場合は、どうすればいいですか。

登録事業者から連絡があった場合は、登録事業者を同意書に記載の林地残材のある森林に案内し、所有森林の区域や買取範囲など、売買契約に必要な項目を登録事業者と協議して下さい。その上で、売買価格及びその他条件等に折り合いがつけば、売買契約に基づいて林地残材の販売を行って下さい。

9. 複数の登録事業者から連絡があった場合は、どうすればいいですか。

連絡のあったそれぞれの登録事業者と買取価格等について打ち合わせの上、最終的に1者に決めて売買契約を行って下さい。

なお、県では、各登録事業者の買取実績について、県ホームページで公表しますので、こちらも参考にして下さい。

10. 登録事業者と売買価格やその他条件で折り合いがつかなかった場合、売買契約をしなくてもいいですか。

森林所有者の判断で交渉を打ち切っていただいて結構です。

11. 登録事業者との現地確認や価格交渉の際に、県の担当者は立ち会ってもらえるのですか。

県の担当者が現地確認や売買契約に立ち会うことはありません。

12. 登録事業者との林地残材売買契約に当たって注意点はありますか。

林地残材を搬出する際の残存立木の損傷があった場合等の補償について、売買契約書において明記されることが望ましいと考えます。

残存立木の損傷があった場合は、登録事業者に損害賠償請求を行って下さい。

13. 県は、林地残材に係る売買契約書の雛形を示していますか。

示していますが、詳細な契約内容、条件等については、登録事業者と協議の上、契約を行って下さい。(雛形は、県ホームページに掲載)

14. 補助金を受けた間伐施行地の林地残材を売っても補助金返還になりませんか。

補助金返還の対象にはなりませんが、次の行為があった場合は補助金返還の対象となるので注意して下さい。

・森林以外の用途に転用する行為 ・皆伐

15. 森林環境税で間伐を行った事業地の林地残材を売っても問題はありますか。

過去に実施されたものも含め、森林環境税で伐採した間伐材(林地残材)も本制度の対象となりますので、問題ありません。ただし、平成28年度から令和2年度に林内整理(棚積み)を行った事業地の林地残材を売る場合は、県より林内整理に要した費用の返還を求められる可能性があることにご留意下さい。

16. 登録事業者が林地残材を売った場合、補助事業の搬出材積に計上できますか。

補助事業に係る同意書の提出は、補助金申請後(事業完了後)としていますので、同意書に基づく林地残材の売買(材積)については、補助事業の搬出材積には計上できません。(補助事業の搬出材積に計上できるのは、補助金申請時に搬出が完了しているもののみ)

なお、同意書によらず、補助金申請前に林地残材を売ったものは搬出材積に計上することができます。(この場合、搬出材積を証明する伝票等が必要となります。)

17. 5年前に間伐を行いましたが、林地残材買取の対象になりますか。

林地残材が、チップ(木質バイオマス発電用燃料等)として利用できる状態であれば、買取対象になると思われますが、最終的には登録事業者の判断になります。

18. 車道に接していない森林の林地残材も買取対象になりますか。

同意書を提出してもらうことに問題はありませんが、車道に接していない森林の場合は、林地残材の搬出が困難かつ採算が合わないケースが多く、登録業者の買取対象になりづらいと考えます。また若齢林の場合も同様に買取対象になりづらいと考えます。

19. 林地残材を高く買い取ってもらうための取り組みはありますか。

次のいずれかの「間伐材等由来の証明書」があれば、林地残材を高く買い取ってもらえる可能性がありますので、間伐を実施される際には、あらかじめ各届出書等をご準備されることをお勧めします。

- ・伐採及び伐採後の造林届書及び適合通知書
- ・森林経営計画の認定通知書
- ・保安林伐採許可の通知書
- ・森林管理署等と施業者の売買契約書

20. 登録事業者の登録のない市町村での同意書の提出は可能ですか。

不可です。

この場合は、近隣市町村で登録のある登録事業者を県ホームページで確認の上、直接登録事業者に連絡を取っていただいて、個別買取が可能か確認をして下さい。

21. 同意書の提出先、提出時期はどうなりますか。

同意書の提出先は、当該市町村を管轄する県の農林振興事務所となります。

提出時期は随時となりますが、県の森林整備事業を行った森林に係る同意書は、補助金申請または事業完了実績報告と合わせて提出してください。

なお、市町村の美しい森林づくり基盤整備事業に係る森林の同意書も県に直接提出していただきますが、市町村担当者へも県へ同意書を提出していることを連絡していただくことが望ましいと考えます。

22. 森林整備事業を行う場合、同意書の提出は義務化されるのですか。

同意書の提出は、義務ではなく森林所有者の任意によるものです。
同意書が未提出の場合でも、今までどおり補助金は受けられます。

23. 奈良県以外の森林の林地残材は対象となりますか。

対象となりません。(同意書の対象としていません。)